

| | |
|--|--|
| 議案第18号 | 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 税 務 課 | 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定等に伴い、個人市民税均等割額を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 【改正趣旨】 東日本大震災や、厳しい経済状況等を受けて地方税法等の改正がなされたことに伴い、三田市市税条例の一部を改正しようとするもの。 | |
| <p>【関係法令】 ●「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成23年 6月30日公布）</p> <p>●「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月 2日公布）</p> <p>●「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年12月14日公布）</p> | |
| 【改正概要】 《市民税関係》 | |
| <p>①個人市民税均等割額〈付則第24条関係〉※新設</p> <p>【現行】 3,000円</p> <p>→ 【改正】 3,500円（平成26年度から平成35年度の間）</p> | 平成23年度から平成27年度までの5年間で全国各地自治体が緊急的に整備する防災対策事業の財源とするためのもの |
| ②東日本大震災に係る雑損控除額等の特例〈付則第22条関係〉 | |
| 東日本大震災による災害関連支出のうち、当該支出が平成22年中に生じたものとして雑損控除の対象とすることができる特例の支出時期の範囲を、平成24年度以降の各年度の申告において、暦年ではなく、各年度の申告書の提出の前日までに支出したものとするもの | |
| ③個人市民税の分離課税に係る所得割の特例の改正 〈付則第9条関係〉 | |
| 退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するもの | |
| 《固定資産税関係》 〈第62条の2関係〉 | |
| ①市街地再開発事業による施設建設物に対する固定資産税の不均一課税の改正 | |
| 第1種市街地再開発事業の保留床に係る固定資産税の条例による減額措置の改正 【現行】5年間 3分の1減額 → 【改正】5年間 4分の1減額 | |
| 《市たばこ税関係》 〈第95条、付則第16条の2関係〉 | |
| ①市町村たばこ税と都道府県たばこ税の税率の変更 | |
| <p>たばこ千本につき、</p> <p>【現行】</p> <p>（市）4,618円 → 【改正】5,262円（+644円）</p> <p>（県）1,504円 → 【改正】 860円（△644円）</p> <p>旧3級品については</p> <p>【現行】</p> <p>（市）2,190円 → 【改正】2,495円（+305円）</p> <p>（県） 716円 → 【改正】 411円（△305円）</p> | |
| 《その他》 | |
| ○地方税法の改正等に伴う所要の字句整備〈第54条関係〉 | |
| 【施行期日】 下記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公布の日 | |
| <p>＜個人市民税＞③（分離課税に係る所得割の特例）・・・・・・・・平成25年1月1日</p> <p>＜市たばこ税関係＞・・・・・・・・・・・・・・・・平成25年4月1日</p> | |